

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年大阪市条例第62号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削る。

改正後	改正前
(扶養手当) 第6条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、 <u>次項第2号から第5号までの</u> いづれかに該当する扶養親族に係る扶養手当は、管理監督職員のうち、管理者の指定するものに対しては、支給しない。	(扶養手当) 第6条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、 <u>次項第1号及び第3号から第6号までの</u> いづれかに該当する扶養親族に係る扶養手当は、管理監督職員のうち、管理者の指定するものに対しては、支給しない。
2 前項の扶養親族とは、次の各号に掲げる親族で職員と生計を一にし、かつ、主としてその職員の収入により生計を維持する者で管理者の承認したものをいう。 [削る]	2 [同左]
(1)～(5) [略]	(1) 配偶者（届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。） (2)～(6) [同左]
(住居手当) 第6条の3 住居手当は、次の各号のいづれかに該当する職員のうち、管理者の指定するものに対して支給する。	(住居手当) 第6条の3 [同左]

<p>[(1) 略]</p> <p>(2) 第7条の2の規定により単身赴任手当を支給される職員で、<u>配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</u>が居住するための住宅を借り受け、家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして管理者が指定するもの</p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第11条の2 管理職員特別勤務手当は、管理監督職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により所定の勤務時間が割り振られた日以外の日に<u>勤務をした場合</u>に支給する。</p> <p>2 前項に規定する場合のほか、管理職員特別勤務手当は、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>午後10時から翌日の午前5時までの間（所定の勤務時間が割り振られた日以外の日に含まれる時間を除く。）</u>であつて所定の勤務時間以外の時間に<u>勤務をした場合</u>に支給する。</p>	<p>[(1) 同左]</p> <p>(2) 第7条の2の規定により単身赴任手当を支給される職員で、<u>配偶者が居住するための住宅を借り受け、家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして管理者が指定するもの</u></p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第11条の2 管理職員特別勤務手当は、管理監督職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により所定の勤務時間が割り振られた日以外の日に<u>勤務した場合</u>に支給する。</p> <p>2 前項に規定する場合のほか、管理職員特別勤務手当は、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>所定の勤務時間が割り振られた日の午前0時から午前5時までの間であつて所定の勤務時間以外の時間に勤務した場合</u>に支給する。</p>
--	---

備考 表中の[]の記載は注記である。

附 則

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間におけるこの条例による改正後の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第6条の規定の適用については、同条第1項ただし書中「第5号」とあるのは「第6号」と、同条第2項中「(5) 心身に著しい障害がある親族」とあるのは「(5) 心身に著しい障害がある親族」とする。
- 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」

令和7年2月21日提出

大阪市長　横　山　英　幸

説　明

扶養手当の支給範囲及び管理職員特別勤務手当の支給要件を改めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。